

答 申 の 概 要

件名	自分が相談した事項に関して関係機関が行った打合せに関する文書等に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第38号）		
本件保有個人情報	<p>請求1 平成30年5月2日から平成30年6月12日までの間に特定教員甲に告発をお願いした保健日誌、関連する高等部日誌について、特定特別支援学校A若しくは特定特別支援学校Bと特別支援教育課との文書（文書不存在）</p> <p>請求2 平成30年6月12日に特定教員甲及び特定教員乙の聞き取りに関する特別支援教育課からのメールと添付文書（部分開示、不服申立てなし）</p> <p>請求3 平成30年6月12日から平成30年6月15日までの特定教員甲、特定教員乙と特別支援教育課との打合せ文書（文書不存在）</p> <p>請求4 特定教員乙が魚（調理実習及び特定生徒からのプレゼント）をもらったことに関して、審査請求人が主張したことがわかる文書（特定教員乙が関与しているという文書）（文書不存在）</p>		
主な非開示理由	条例第21条第3項（文書不存在）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	平成31年3月20日	答申年月日	令和2年1月29日
主な論点	実施機関が文書を保有していないとして条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。		
<p>審査会の結論 実施機関の決定は妥当である。</p> <p>審査会の判断 (1) 本件請求について 本件請求は、審査請求人が特別支援学校（以下「学校」という。）に在学していた当時であったとされる審査請求人に対する上級生からのいじめや教員の不正などに関して、当時学校に在籍していた特定教員甲及び特定教員乙に対し特別支援教育課が行った聞き取り調査（以下「聞き取り調査」という。）に関する文書の開示を求めたものである。 特別支援教育課は、平成30年6月14日及び15日にそれぞれ1人ずつ聞き取り調査を行うに当たり、平成30年6月12日に聞き取り対象者である各特定教員の在籍校（以下「関係校」という。）の校長宛てに質問票を事前にメール送信している。 当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、聞き取り調査は、審査請求人が学校に在学していた当時の出来事に関する文書について訂正請求を行っており、その訂正の可否を判断するため当該文書が作成された当時の関係者である2名の特定教員に対し、当時の事実関係を確認するために行ったということである。 ア 請求1について 請求1は、平成30年5月2日から平成30年6月12日までにおいて、関係校と特別支援教育課がやり取りした記録の開示を求めたものである。 イ 請求3について 請求3は、平成30年6月12日から平成30年6月15日までにおける2名の特定教員及び特別支援教育課の打合せ記録の開示を求めたものである。 ウ 請求4について 請求4は、「審査請求人が学校に在学していたときに、特定教員乙が審査請求人の上級生から魚をもらった。」ということ審査請求人が主張したことが分かる文書の開示を求めたものである。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の有無について ア 請求1について 実施機関によると、質問内容は特別支援教育課において相談して決めたものであって、質問作成に当たり関係校と特別支援教育課がやり取りをした事実はなく、請求1に該当する文書は存在しないとのことである。 当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、質問を作成した特別支援教育課においては、審査請求人からの要望に対する対応を以前から継続して行っており、特別支援教育課が単独で質問を作成することが出来たとのことであった。また、関係校は、単に聞き取り調査の対象者である2名の特定</p>			

教員の勤務先であって、審査請求人の要望に直接関係する機関ではないため、質問作成に当たり関係校と特別支援教育課がやり取りする必要もなかったとのことであった。このように、質問票を送付したこと以外に特別支援教育課と関係校がやり取りをした事実はなかったものの、審査請求人から開示請求を受け請求1に該当する文書を探索したところ、その存在を確認できなかったとのことであった。

審査請求人からも、請求1に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な主張はないことから、実施機関が請求1に係る保有個人情報を保有していないとする説明に不自然、不合理な点は認められない。

イ 請求3について

実施機関によると、2名の特定教員に対する質問内容は特別支援教育課において相談して決めており、質問票を聞き取り調査実施日に先立ってメール送信はしたが、その回答は、聞き取り調査当日に各特定教員が自筆等で記入したものであるため、回答作成に当たり各特定教員と打合せ等を行った事実はないとのことである。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、聞き取り調査実施日に先立って質問票を関係校の校長宛てにメール送信した目的は、各特定教員から聞き取りを行う内容が8年から10年前の出来事に関するものであったため、あらかじめ各特定教員に当時のことを思い出してもらい聞き取りを効率的に進めることであるとのことであった。各特定教員に質問内容の確認や、回答を事前に送付してもらうために送付したわけではなく、質問票について事前に各特定教員とやり取りをした事実はないとのことである。このように、特別支援教育課と各特定教員が事前にやり取りをした事実はなかったものの、審査請求人から開示請求を受け請求3に該当する文書を探索したところ、その存在を確認できなかったとのことであった。

審査請求人からも、請求3に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な主張はないことから、実施機関が請求3に係る保有個人情報を保有していないとする説明に不自然、不合理な点は認められない。

ウ 請求4について

実施機関によると、審査請求人は以前から複数の教員が審査請求人の上級生から魚を受け取ったという不正について実施機関に対し主張しているとのことである。

審査請求人は審査請求書において、特定教員乙については魚の授受があった旨の主張をしていないにもかかわらず、聞き取り調査における特定教員乙に対する質問項目の中に「特定教員乙が審査請求人の上級生から魚をもらったことがあるかどうか。」という質問があることから、特別支援教育課は何らかの根拠をもって当該質問をしたはずだという趣旨の主張をしている。

これに対し実施機関は、個々の質問項目については単なる事実確認で行われたものであるため、請求4に該当する文書は存在しないとしている。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、審査請求人自身も請求4に係る文書は存在しないはずだと考えているようではあったが、審査請求人から開示請求を受け請求4に該当する文書を探索したところ、その存在を確認できなかったとのことであった。また、審査請求人が言及している質問項目については、以前から審査請求人が、複数の教員が当該上級生から魚を不正に受け取ったと主張していたことを踏まえ、別件の保有個人情報訂正請求に係る事実調査のために行った聞き取り調査の際に、特定教員乙が当該問題に関与していないことを確認するために質問したにすぎず、特定教員乙が魚をもらったと審査請求人が主張したことを受けて質問したものではないため、請求4に該当する文書は存在しないとのことであった。

審査請求人からも、請求4に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な主張はないことから、実施機関が請求4に係る保有個人情報を保有していないとする説明に不自然、不合理な点は認められない。